

相談支援従事者養成研修に関する一考察

—富山県における現任研修の試み—

A Study of personnel training of Social Workers for People with Disabilities

室 林 孝 嗣

MUROBAYASHI Takatsugu

現在、相談支援従事者の養成は、大きな転換期を迎えようとしている。国は、2年後に新たな相談支援従事者養成プログラムを提示する。富山県では、これまで障害のある人に関わる相談支援従事者研修等を開催し、相談支援専門員の養成及び資質の向上に努めてきたが、ここにきて新たなプログラムの開発・検討が望まれている。

キーワード： 相談支援専門員、人材育成、ストレングスアセスメント、GSV

I. はじめに

厚生労働省は、今後の障害福祉分野の相談支援の在り方について、「相談支援の質の向上に向けた検討会における議論のとりまとめ（平成28年7月19日）」を発表した。その中で国は、相談支援専門員を「ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている」とした。さらに「将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される」としている。つまり、相談支援専門員は、ソーシャルワーカーとして位置づけられることになる。こうした人材を養成するには、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士を要件とするという意見がある。一方で従来の相談支援専門員の研修カリキュラムの見直しが進められている。相談支援専門員一人ひとりの資質の向上を図るべく、これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けること等が検討されている。そこで、本稿ではそうした国の動向を鑑み、富山県の相談支援従事者研修の取り

組みと新たな試みについて検証することとする。

II. 相談支援の経緯と現状

1. 相談支援の経緯

障害児者への相談支援は、平成 18 年 10 月に完全施行された「障害者自立支援法」第 77 条第 1 項第 1 号において、全ての市町村で実施する地域生活支援事業（必須事業）として、また同第 32 条において、指定相談支援事業者によるサービス利用計画策定などの支援（いわゆるケアマネジメント）も法律上位置づけられた。「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年 4 月)により、障害者自立支援法第 77 条の 2 及び第 89 条の 3 において、相談支援の充実に向けた取組の一つとして、基幹相談支援センター及び（自立支援）協議会が法律上位置づけられた。そして、同法第 22 条に規定する支給要否決定等のプロセスにおいて、原則として相談支援専門員が作成するサービス等利用計画案の提出が求められることとなり、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大された。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成 18 年）附則第 5 条による経過措置期間が終了する平成 27 年 4 月からは、全ての障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなった。このことにより原則として全ての障害児者に専門的な相談支援が実施されることとなった。

2. 相談支援の現状

相談支援の体制については、平成 24 年度以降、①一般的な相談に対応する障害者相談支援事業が、市町村の地域生活支援事業（必須事業）として位置づけられ、全ての市町村で実施されている。指定特定相談支援事業者等に委託している市町村は、平成 27 年 4 月時点で 1,554 市町村（全市町村の 89%）である。②地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは、平成 27 年 4 月時点で 429 市町村（全市町村の 25%）が設置している。③計画相談支援を実施する指定特定・指定障害児相談支援事業者の数は、平成 27 年 4 月時点で 7,927 事業所であり、このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所は 1,952 事業所（全事業所の 25%）である。④障害福祉サービス利用者等のサービス等利用計画の作成状況は、平成 28 年 3 月末時点で 93.5%、同じく障害児支援利用計画の作成状況は 97.0%である。④指定特定・指定障害児相談支援事業者に配置されている相談支援専門員の人数は、平成 27 年 4 月時点で 15,575 人である。なお、サービス等利用計画の作成対象である障害福祉サービス利用者数（実利用者数）は、平成 27 年 4 月時点で 738,153 人である。また、障害児支援利用計画の作成対象である障害児通所支援利用者数は、平成 27 年 4 月時点で 166,136 人である。¹⁾

3. 相談支援専門員の資質の向上について

(1) 基本的な考え方について

これまで相談支援専門員に求められる技能や役割については、「障害者ケアガイドライン」（平

成 14 年 3 月 31 日障害保健福祉部作成)、「相談支援ガイドライン」(平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)等で示されてきた。利用者の幅広いニーズを把握し総合的かつ継続的なサービスの提供を確保すること、また社会資源の改善及び開発等にも努めること、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと等とされている。

相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められているのである。

さらに将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待されている。²⁾

(2) 人材育成の方策について

人材育成について「相談支援の質の向上に向けた検討会における議論のとりまとめ」では、以下のように提示している。

「基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行うとともに、市町村障害者相談支援事業や基幹相談支援センターにおける、より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。その際、具体的な支援の実施能力とともに、相談支援専門員が自己の役割や具体的な支援の考え方等について、利用者等に対して適切に説明し得る能力を身につけることが重要である」としている。

そして、「ソーシャルワークの専門性や一定の質を確保するために、例えば社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を有する者の活用を推進するなどの仕組みを検討することも必要である。さらに、将来的にはこれらの国家資格を相談支援専門員の要件とする方向性についても議論すべきとの意見もあった。人材育成の方策については、現行の相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うことが必要である。また、相談支援専門員のキャリアパスの一環として、指定特定相談支援事業だけでなく、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者や、基幹相談支援センターの業務等を担うなど、幅広い活躍の場が得られるような仕組みを検討すべきである」としている。³⁾

(3) 相談支援専門員の養成

国は、相談支援専門員の資格要件の実務経験を以下のとおり定めている。【表 1】⁴⁾

【表 1】相談支援専門員の実務経験

業務の範囲	相談支援専門員		
	業務内容		実務経験年数
障害者の保	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上

健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	10年以上
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

また、相談支援従事者になるための研修として相談支援従事者研修初任者研修及び相談支援従事者現任研修を定めている。【表2-1】【表2-2】⁵⁾

【表2-1】相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム（平成25年3月29日改正）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律概要	講義 3 時間
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律等における計画作成とサービス提供のプロセス	講義 2 時間
	相談支援の基本姿勢	講義 1.5 時間
ケアマネジメントの手法		
	ケアマネジメント(概論)	講義 2 時間
	ケアマネジメントの実践	講義 6 時間
障害者の地域支援		
	障害児者の地域生活支援	講義 1.5 時間
	相談支援における権利擁護と虐待防止	講義 1.5 時間
	協議会の役割と活用	講義 3 時間
ケアマネジメントプロセス		
	実習ガイダンス	演習 1 時間
	演習 I	演習 3 時間
	演習 II	演習 4 時間
	演習のまとめ	演習 3 時間
		合計 31.5 時間

【表 2-2】相談支援従事者現任研修標準カリキュラム (平成 25 年 3 月 29 日改正)

1 講義 (6 時間)		
	障害者福祉の動向について	講義 1 時間
	地域生活支援事業について	講義 1 時間
	相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	講義 2 時間
	協議会について	講義 2 時間
2 障害者ケアマネジメントに関する演習 (12 時間)		
	障害者ケアマネジメントの実践 (演習)	演習 6 時間
	スーパーバイズ	演習 6 時間
		合計 18 時間

Ⅲ. 富山県における相談支援従事者養成研修の取り組み

1. 富山県における相談支援従事者研修

富山県で初めて相談従事者の研修が行われたのは、2000 (平成 12) 年「身体障害者・知的障害者ケアマネジャー養成研修」からである。その後、「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」「障害者ケアマネジメント従事者研修」となり、2003 (平成 15) 年に障害者ケアマネジメント従事者研修等を修了した人を対象に「フォローアップ研修」が開催された。2006 (平成 18) 年からは、「相談支援従事者研修初任者研修」及び「相談支援従事者現任研修」が開始され、2012 (平成 24)

年に「専門コース別研修」が新たに設けられた。現在、相談支援従事者研修事業実施要綱にもとづき、「相談支援従事者研修初任者研修」「相談支援従事者現任研修」「専門コース別研修」の3つの研修のカリキュラムが定められている。

富山県で行われる相談支援従事者の研修の講義部分に関しては、2000（平成12）年から、主に県外講師を招聘して行われていたが、2006（平成18）年からは、県内で活動する相談支援専門員等が各論に関して講師を務めるようになり、2008（平成20）年には、ほぼメインとなるコマを県内講師が担当するようになった。また演習に関しては、同じく県外講師により行われていたが、2004（H16）年から演習のスタッフとして相談支援従事者が参加している。初任者研修は2008（平成20）年から、現任研修は2013（平成25年）から県内講師が行っている。それぞれ国研修に参加したメンバーが講義講師や演習講師・ファシリテーターを務めている。相談支援従事者の研修の演習講師・スタッフの推移は【表3】のとおりである。6)

【表3】富山県における相談支援従事者の研修の演習講師・スタッフの推移

	年度	国の相談支援従事者指導者養成研修の研修名	県研修(○…県内講師・スタッフ)						
			初任者研修	現任研修	専門コース別研修	初任演習講師	初任演習スタッフ	現任演習講師	現任演習スタッフ
1	1998(H10)	介護等支援専門員養成指導者研修							
2	1999(H11)	(身体・知的)障害者介護等支援専門員養成指導者研修							
3	2000(H12)	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成指導者研修	(身体・知的)障害者ケアマネジャー養成研修				(県外講師)		
4	2001(H13)	(身体・知的)障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者養成研修				(県外講師)		
5	2002(H14)	障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者養成研修				(県外講師)		
6	2003(H15)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修			(県外講師)		(○)
7	2004(H16)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修	フォローアップ研修			(県外講師)		(県外講師) (○)
8	2005(H17)	障害者ケアマネジメント従事者指導者研修	障害者ケアマネジメント従事者研修(合同)				(県外講師)	(○)	(県外講師) (○)
9	2006(H18)	相談支援従事者指導者養成研修					○	—	県外講師 ○
10	2007(H19)	相談支援従事者指導者養成研修					県外講師	○	県外講師 ○
11	2008(H20)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	県外講師 ○
12	2009(H21)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	県外講師 ○
13	2010(H22)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	県外講師 ○
14	2011(H23)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	県外講師 ○
15	2012(H24)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	県外講師 ○
16	2013(H25)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	○ ○
17	2014(H26)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	○ ○
18	2015(H27)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	○ ○
19	2016(H28)	相談支援従事者指導者養成研修					○	○	○ ○

2. 富山県における相談支援従事者養成研修の内容

現在、富山県で行われている相談支援従事者の養成研修（初任者・現任）のカリキュラムは、先の国が示した相談支援従事者初任者（現任）研修標準カリキュラム（平成25年3月29日改正）

に基づき企画実施されている。【表4-1】【表4-2】7)

【表4-1】平成28年度富山県相談支援従事者初任者研修カリキュラム

日程	時間	内 容
1日目	60分	相談支援の基本姿勢Ⅰ□
	90分	障害者総合支援法等の概要Ⅰ□
	90分	障害者総合支援法等の概要Ⅱ
	120分	ケアマネジメント（概論）□
2日目	120分	障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス
	90分	権利擁護と虐待防止
	90分	障害児者の地域生活支援
	40分	相談支援の基本姿勢Ⅱ□
3日目	390分	ケアマネジメントの実践
	15分	演習ガイダンス
4日目	180分	演習Ⅰ
	240分	演習Ⅱ
5日目	180分	（自立支援）協議会の役割と活用
	225分	演習のまとめ

【表4-2】平成28年度富山県相談支援従事者現任研修カリキュラム

日程	時間	内 容
1日目	80分	障害福祉の施策等、最新の動向□
	60分	地域生活支援事業について
	100分	相談支援の基本姿勢及びプロセスについて
	120分	自立支援協議会について□
2日目	360分	障害者ケアマネジメントの実践
3日目	360分	スーパーバイズ□

研修2日目の方法（スケジュール）富山県相談支援従事者現任研修カリキュラムの演習スケジュールの内容は以下のとおりである。【表5-1】【表5-1】

【表5-1】研修2日目の方法（スケジュール）

	項 目	時間の目安	手順と内容
1	講義	(30分)	講義「相談支援事業の事例検討について」
2	導入	(10分)	①進行説明②自己紹介③役割分担「司会」「記録」「事例提供者」
3	事例発表	(350分)	・事例説明・質疑・協議
4	講義	(30分)	講義「ストレングスについて」「ストレングス整理表」配布

【表5-2】研修3日目の方法（スケジュール）

	項 目	時間の目安	手順と内容
1	導入	(5分)	① 進行説明

2	前回の振り返り	(100分)	各自モニタリング期間の取り組みを「課題実践状況」及び「ストレングス整理表」で説明。事例説明、質疑・協議
3	発表	(35分)	事例検討における気づきや感想、全体共有
4	講義	(20分)	「地域自立支援協議会と相談支援事業」・午後の演習の進め方を説明
5	事例選択	(10分)	各グループで1事例を選択する。
6	事例検討	(120分)	「地域自立支援協議会へのつなげ方」※GSVを採用 (1) 報告セッション (2) 質問セッション (3) アイデアセッション (4) 応答セッション
7	事例発表	(70分)	・グループ発表発表(5分) × 11G = 55分
8	演習	(20分)	研修の振り返り

このプログラムは、2010（平成22）年から菊本氏（現日本相談支援専門員協会代表理事）の演習プログラムに基づき、2013（平成25）年から富山県内講師による独自の演習プログラムを実施しているものである。

2013年の現任研修3日目の「地域自立支援協議会へのつなげ方」では、「演習の手順」を以下のとおり示している。

- ① 事例報告者が事例の要点と解釈・判断理由について端的に説明し、地域自立支援協議会との具体的な連携方法や求めている助言について明確にグループに伝える。
- ② 報告者以外以外のメンバーが、事例の要点や判断理由の不明な点について簡単な質問をする。
- ③ 事例報告者が事例の要点と解釈・判断理由について端的に説明し、地域自立支援協議会との具体的な連携方法や求めている助言について明確にグループに伝える。
- ④ブレインストーミング法などで、どのように地域自立支援協議会を活用したり、連携するかアイデアを出していく
- ⑤ アイデアが10～20程度出た後、それらのアイデアに対して報告者が応答する。
- ⑥ 演習講師がまとめとして、アイデアから有益なものを3つ選ぶ

2014年からは、「地域自立支援協議会へのつなげ方」において、グループ・スーパービジョン（以下：GSV）の手法を採用している。

- ① 報告セッション（事例報告者から事例を報告）
 - ・提出した事例資料と「ストレングス整理表」をもとに報告。
 - ・事例報告者は助言を求めたい内容を明確にする。
 - ・メンバーはGSVシートに書き込む
- ② 質問セッション（メンバーからの質問）
- ③ アイデアセッション（ブレインストーミング法でアイデアを出し合う）
 - ・事例報告者は、アイデアを書き込む。
- ④ 応答セッション（アイデアの内容について報告者がメンバーに質問→アイデアから3つ選ぶ）

- ⑤ 事例の検討内容（①タイトル、②事例の要点、③解釈・判断理由、④アイデア）をB紙に記録する。

2015（平成 27）年度は研修 2 日目の最後に「ストレングスについて」（講義）で「ストレングス整理表」を説明・配布し、事例を新たな視点で捉えなおすことを試みた。研修 3 日目（モニタリング後）に受講者からは「利用者の見方が変わった。サービス等利用計画の内容が変わった」等の意見が出され、あらためてストレングスモデルの有効性を確認した。しかしながら、GSV を経験したことのないスタッフが現任研修で GSV を行うことは難しいという課題が残り、あらためてファシリテーターの養成が必要となった。

3. GSV の取り組みにおける課題

2016（平成 28）年度は、スタッフとなる人たちにストレングスモデルの研修会（平成 28 年度富山県相談支援専門員協会スキルアップ研修会）を開催し、ストレングスモデルを理解し、そこで行われている GSV を習得することを目的とした。スキルアップ研修は、2 日間にわたり「相談支援専門員のためのストレングスモデルに基づく障害者ケアマネジメントマニュアル」（中央法規 2015）をテキストに年 2 回実施した。

【第 1 回】

（第 1 日目）平成 28 年 7 月 2 日（土）13:00～17:00

Section1～Section5 ストレングスモデルの基本的な考え方、ストレングスアセスメント

（第 2 日目）平成 28 年 7 月 9 日（土）13:00～17:00

Section6～Section7 パーソナルリカバリープラン、グループスーパービジョン

【第 2 回】

（第 1 日目）平成 28 年 9 月 10 日（土）13:00～17:00

（第 2 日目）平成 28 年 9 月 17 日（土）13:00～17:00

スキルアップ研修を終え、その後 GSV の事例があがってくることを期待したが、一事例も出てこなかった。研修スタッフとこのことについて協議した結果、以下の課題があげられた。

<GSV 事例があがってこない理由>

- ① ストレングスアセスメント票が作成できない。
 - ・サービス等利用計画作成に時間がとられ、ストレングスアセスメントをする余裕がない。
 - ・ストレングスアセスメント票を記載するのに、勇気が必要。
 - ・事前のアセスメントが十分にできていないとストレングスアセスメント票を作成できない。
- ② 従来の事例検討で使用しているアセスメント様式（3 障害統一のものがない）で事例の詳細を確認しておく必要がある。
- ③ これまで使用してきたアセスメント票から、ストレングスアセスメント票に置き換えることが難しい。
- ④ サービス等利用計画とパーソナルリカバリープランとの整理ができない。
- ⑤ すべての事例がストレングスモデルで解決できるわけではないことが、先行研究で明らかにされている。（事例によって、さまざまな事例検討が必要である）

<現任研修で GSV を採用する上での課題>

- ① GSV を実施するには、ストレングスアセスメント票が必要。
- ② ストレングスアセスメント票を使用するには、ストレングスモデルの理論を学ぶことが必要。
- ③ これまで使用していたアセスメント票からストレングスアセスメント票に置き換えることのできる様式が必要。

以上のことから、現任研修では、①ストレングスモデルの講義を設けること、②従来のアセスメント票をストレングスアセスメント票に置き換えることのできるアセスメント票を考案することの2点をもとに今後の研修を企画する。①に関しては、スキルアップ研修の際の講義をベースに行うことが可能である。②については、次節で検討することとする。

4. 新アセスメント票の試み

従来のアセスメント票の項目とストレングスアセスメント票の項目を比較すると格段に項目の数が異なる。ストレングスアセスメント票の項目順に領域の並びを変え、項目をできるだけ整理し、新たに「7. 余暇／娯楽に関する領域」と「8. 生きがい／大切にしていることに関する領域」「9. ストレングスに関する領域」を加えた。

「旧アセスメント票」と「新アセスメント票」と「ストレングスアセスメント票」を領域ごとに比較したものが【表6】である。「新アセスメント票」は、「ストレングスアセスメント票」への変換を容易にするため領域の並びを同じくした。

「旧アセスメント票」から「新アセスメント票」の項目の変更は【表7】のとおりである。また「新アセスメント票」から「ストレングスアセスメント票」への置き換えは【表8】のとおりである。新アセスメント票には、従来のチェック内容の項目の(①援助等の有無、②実態、③希望、④本人の能力と制限 気づいたこと、環境の能力と制限 気づいたこと)を改め、(①援助等の有無、②現状、③希望、④これまでの経験等)とした。

【表6】アセスメント票の項目比較

旧アセスメント票	新アセスメント票	ストレングスアセスメント票
1 生活基盤に関する領域	1. 生活基盤に関する領域	
2 健康に関する領域	2. 日常生活に関する領域	A 家庭／日常生活
3 日常生活に関する領域	3. 社会生活に関する領域	B 経済生活
4 コミュニケーション・スキルに関する領域	4. 社会参加(仕事・教育)に関する領域	C 仕事／教育
5 社会生活技能に関する領域	5. 意思・情報・人間関係等に関する領域	D 支援的な関係
6 社会参加に関する領域	6. 健康に関する領域	E 健康状態
7 教育・就労に関する領域	7. 余暇／娯楽に関する領域	F 余暇／娯楽
8 家族支援に関する領域	8. 生きがい／大切にしていることに関する領域	G 生きがい／大切にしている価値
	9. ストレングスに関する領域	

【表7】アセスメント票(旧→新)

	旧アセスメント票の項目	新アセスメント票の項目
1	生活基盤に関する領域	
	経済環境	住まい(どこで)
	住環境	家族状況(だれと)
		経済状態(生活費)(どういふ状態で)
2	健康に関する領域 → 6. 健康に関する領域	
	服薬管理	健康状態(健康管理)
	食事管理	服薬管理
	病気への留意	食事管理
	体力	体力
		医療的なケア
3	日常生活に関する領域 → 2. 日常生活に関する領域	
	寝返り	起居動作(寝返り・起き上がり等)
	起き上がり	移動(屋内・屋外)
	衣服着脱(上着)(ズボン)	食事
	整容行為	排泄(排尿・排便)
	食事行為	衣服着脱
	排泄行為(排尿)(排便)	整容
	入浴行為	入浴
	ベッドへの移乗(床)(車椅子)	調理等(後片付け含む)
	屋内移動	買い物
	調理(あとかたづけ)	掃除
	洗濯	洗濯
	掃除	整理・整頓
	整理・整頓	生活のリズム
	ベッド・メーカーキング	
	書類の整理	
	買い物	
	衣類の管理・補修	
	育児	
4	コミュニケーション・スキルに関する領域 → 5. 意思・情報・人間関係に関する領域	
	意思表示の手段	意思表示・伝達
	意志伝達の程度	意思決定等
	意志伝達の理解	筆記(文字の読み書き)等
	電話の使用	電話・メール・インターネットの利用
	FAXの使用	対人関係
	パソコン	親しい人、信頼している人
	ワープロ	
	筆記	
5	社会生活技能に関する領域 → 3. 社会生活に関する領域	
	対人関係	行動(目的・場所・時間)
	屋外移動	スケジュール管理
	(近距離)	交通機関の利用
	(遠距離)	金銭管理
	金銭管理	契約・手続き等
	危機管理	危機管理
	(戸締り)	
	(連絡)	
6	社会参加に関する領域 → 4. 社会参加(仕事・教育)に関する領域	
	レクリエーション等	日中活動の場
	趣味	就労に関すること
	旅行	教育に関すること
	当事者団体の活動	社会的活動
	各種社会的活動	
7	教育・就労に関する領域	
	教育	
	就労	
8	家族支援に関する領域	
	家族	
	その他	
	7. 余暇／娯楽に関する領域	
		趣味(楽しみ)
		特技等
		余暇の過ごし方
	8. 生きがい／大切にしていることに関する領域	
		生きがい
		大切にしていること
	9. ストレngthsに関する領域	
		性格・人柄／個人的特性
		才能・素質
		環境のStrengths
		興味・関心／向上心

【表8】新アセスメント票

＜利用者の状況(新アセスメント票)＞				＜ストレングスアセスメント票＞	
本人の要望・希望する暮らし				↓	
項目	チェック内容				
	援助等	現状	希望	これまでの経験等	
1. 生活基盤に関する領域					
住まい(どこで)	有	無			⇒ A家庭／日常生活 B経済生活
家族状況(だれと)	有	無			
経済状態(生活費)(どういう状態で)	有	無			
2. 日常生活に関する領域					
起居動作(寝返り・起き上がり等)	有	無			⇒ A家庭／日常生活
移動(屋内・屋外)	有	無			
食事	有	無			
排泄(排尿・排便)	有	無			
衣服着脱	有	無			
整容	有	無			
入浴	有	無			
調理等(後片付け含む)	有	無			
買い物	有	無			
掃除	有	無			
洗濯	有	無			
整理・整頓	有	無			
生活のリズム	有	無			
3. 社会生活に関する領域					
行動(目的・場所・時間)	有	無			⇒ B経済生活
スケジュール管理	有	無			
交通機関の利用	有	無			
金銭管理	有	無			
契約・手続き等	有	無			
危機管理	有	無			
4. 社会参加(仕事・教育)に関する領域					
日中活動の場	有	無			⇒ C仕事／教育
就労に関すること	有	無			
教育に関すること	有	無			
社会的活動	有	無			
5. 意思・情報・人間関係に関する領域					
意思表示・伝達	有	無			⇒ D支援的な関係
意思決定等	有	無			
筆記(文字の読み書き)等	有	無			
電話・メール(インターネット)の利用	有	無			
対人関係	有	無			
親しい人、信頼している人	有	無			
6. 健康に関する領域					
健康状態(健康管理)	有	無			⇒ E健康状態
服薬管理	有	無			
食事管理	有	無			
体力	有	無			
医療的なケア	有	無			
7. 余暇／娯楽に関する領域					
趣味(楽しみ)	有	無			⇒ F余暇／娯楽
特技等	有	無			
余暇の過ごし方	有	無			
8. 生きがい／大切にしていることに関する領域					
生きがい	有	無			⇒ G生きがい／大切にしている価値
大切にしていること	有	無			
9. ストレングスに関する領域					
性格・人柄／個人的特性					
才能・素質					
環境のストレングス					
興味・関心／向上心					
10. 家族の意向			【家屋の見取り図】□持ち家 □その他		
11. その他の情報					
対応者所見(留意すべき点、初回の印象や面接時の様子、行動に関する特性等について)					

【表9】 ストレングスアセスメント票 (様式) 8)

現在のストレングス 現在持っている私の今のストレングスは？ (例えば、才能、技術、個人的、環境的資源)	希望と願望 私の人生・生活に必要としているものは？	過去利用した資源—個人的社会的、環境的な資源 私が今までに利用してきたことがある資源とその時のストレングスは？	
A 家庭／日常生活			
B 経済生活			
C 仕事／教育			
D 支援的な関係			
E 健康状態			
F 余暇／娯楽			
G 生きがい／大切にしている価値			
私の優先順位 (大事にしている事柄・ものの優先順位) は			
1)	2)	3)	4)
私を知るための追加コメントや重要なこと：			
これは私たちが考えた私のストレングスであり、これから目標達成に向けて、新たな項目などを足しながら使っていきます。		私はあなたが目標達成に向けてストレングスアセスメント票を使うことを同意します。私はそのために何が必要なのかを考えます。	
本人署名	日付	支援者 (相談支援専門員) 署名	日付

ストレングスアセスメント票の様式【表9】は、生活の7つの領域が横軸に設定され (A家庭・日常生活、B経済生活、C仕事・教育、D支援的な関係、E健康、F余暇・娯楽、G生きがい・大切にしている価値)、それらの7つの生活領域について、(①現在のストレングス、②希望と願望、③過去利用した資源—個人的社会的、環境的な資源) を記入するための欄が設けられている。

5. ストレングスモデルの3つのツール

菊本圭一は、「ストレングスモデルに基づいたケアマネジメントの実践」(2015.11.21 富山国際大学) の講義のなかで、ストレングスモデルの3つのツールを以下のようにまとめている。

① ストレングスアセスメント (Strengths Assessment : SA)

- ・当事者と環境のストレングスのみに着目したアセスメントシート
- ② グループスーパービジョン (Group Supervision : GSV)
 - ・出席者が並列の関係で行われるスーパービジョン
 - ・当事者支援のアイデアを出すことと支援者支援のふたつの側面がある
- ③ パーソナルリカバリープラン (Personal Recovery Plan : PRP)
 - ・一週間に一度のペースでひとつの目標を作り実施していくプラン

また、菊本は、カンザス州におけるケアプランには2種類あるとし、①福祉サービスは税金が使われている。その福祉サービスの根拠と効果を明確にするプラン(トリートメントプラン)と、②当事者が生活を変えようとしたり、自発的になにかを始めるようとするのを共有し、想いに寄り添う応援プラン(パーソナルリカバリープラン)である。そして、「ストレングスモデルに取り組んで見えてきたこと(小澤温、一部菊本改変)」として、①相談支援専門員とクライアントとの(信頼)関係づくりが重要になる。②信頼関係は、ネガティブ視点ではなく、ストレングス視点で捉える。③障害特性は先入観と考える。事実(本人の発言・言葉の重み、非言語など)に着目し、主観を排除する記録と直視の練習が大事となる。④一人では真実(本当のニーズ)は見えない。必ずスーパービジョンが必要となる。独りよがりの問題性とチームアプローチの重要性を再認識。⑤人材の育成にはメンター(成熟した指導者)が必要である。メンターは上下関係ではない、メンバーの力を引き出す指導者(コーチ・トレーナー)が必要であるとした。¹⁶⁾

以上のことから、ストレングスモデルを実施するには、3つのツールが必要である。現任研修において GSV を実施するには、さらに SA と PRP が必要である。そこで、今後の現任研修のあり方として以下の内容を提示する。

- ① 現任研修一日目にストレングスモデルの講義(SA、GSV、PRPの説明)を設ける
- ② 受講者は「新アセスメント票」で事例を提出する
- ③ 二日目(演習)の最後に「新アセスメント票」から SA への置き換えとモニタリング時に PRP の使用を示す
- ④ (一か月後の)三日目(演習)にモニタリング後の発表を行い、SAをもとに GSV を行う。

なお、パーソナルリカバリープラン(Personal Recovery Plan : PRP)の様式は【表 10】、グループスーパービジョンの進め方は【表 11】のとおりである。

【表 10】 パーソナルリカバリープラン(様式) 9)

私の目標(新しい生き方の再発見の各領域を達成するのに意味があり、重要な目標)				
なぜ、その目標が私にとって重要ですか				
今日何をしますか(達成するために、測ることのできる短期間のステップ)	誰が責任を負いますか(実行する人)	いつ達成しますか(達成期日)	実際の達成日	コメント

上記の目標リストは私の新しい生き方の再発見の各部分の達成に重要です。	この人にとって上記の目標リストは重要であることを認めます。いつでも私は喜んでこの目標にむかってこの人が進むことを手伝います。			
本人サイン	支援者（相談支援専門員）サイン			

【表 11】 グループスーパービジョンの進め方 10)

ステップ	事例報告者	グループメンバー	ファシリテーター	留意点
1 事前準備	・事例の概要とストレスアセスメント票を用意(個人情報の書き方に配慮)		全体を通して、よい雰囲気づくりにつとめる。	提出された事例の簡単な説明。
2 報告セッション(5分)	・事例の要点や解釈(見立て)・判断の理由を端的に説明する。 ・本人のゴールと自分がどのような助言を求めているかをグループに伝える。(より具体的に、複数可)	・事例報告の間は発言しない(黙って聴く)	・本人のゴール、事例報告者の求めている助言・困り感を整理し、グループで共有する。	
3 質問セッション(20分)	・グループメンバーからの質問に答える。 ・回答は端的にテンポよく(質問する側も同様)	・求められている助言に焦点を当てて(意図を持って)質問。・事例の要点、判断理由などの不明点について、簡潔に質問する。・本人と環境のストレス双方に着目する。	・質問のうながし、質問や回答の意図の確認・深化、視点の変更などに留意する。	・質問、回答の内容はアセスメント票に書き込む。ストレスの記述に着目。
4 アイデアセッション(25分)	・このセッションでは発言しない。(黙って聴き、出された本人像・アイデアを記録する)	・積極的に発言しアイデアは徹底的に出し合う。 ・水平の立場で発言。他人の批判をしない(ただし、発言の根拠は求めてよい)。 ・自分の発言が少ないと感じたら、思ったことを口にしてみるとよい。	・議論促進や(個人と環境のストレスの3要素や ストレス整理表 に着目して深めるところを深めつつ、多角的に検討できるように)視点の深化や変更、整理・まとめなどを行う。	・本人像の共有→アイデア出しへと進行 ・柔軟な・創造的なアイデアは大変良い ・まずは実現可能性や制度のことは考慮せず自由に発言。より具体的な方がよい(徐々に具体化させてゆく)
5 応答セッション(5分)	・出された本人像やアイデア、解釈や意見に対し、応答する。		・自分のなかで気づきがあったか? 参加者にうながす。	
6 アイデアの選定(5分)	・アイデアから有益なものを3つ程度選ぶ(次回のGSVまでにアイデアの実行を含めて選ぶ)		・アイデアから有益なものを3つ程度選ぶ(SVが選ぶ場合も可)	終了後はスーパーバイザーと提供者で今後の具体的な動きを確認する

IV. まとめ

相談支援従事者研修プログラムには、これまで様々な方法が示されてきた。対象となる人たちがさまざまであることからそのアプローチの仕方もさまざまである。すべてに対応できるアプローチがあるわけではなく、個々に応じてまた状況に応じて対応の方法が変わると考えていた方がよいのであろう。

これまで相談支援専門員にはすべての障害福祉サービスを利用する者のサービス等利用計画を平成27年度末まで作成することとされ、それがほぼ達成されたことによりようやく制度運営上のスタートラインに立ったと言える。これからは基本相談支援がいかんに行われるかが問われることになる。つまり、サービス利用のための仕組みとしての環境は整った。しかし、制度改革を進めている間にも社会は大きく変化し、生活問題は広範化・深刻化・多様化してきている。単にサービスを組み合わせることで様々な生活課題が解決するわけではなく、対人援助の方

法としての専門性の高いソーシャルワークが必要とされるのである。

これまでは相談支援従事者の資格要件を見てもまた研修プログラムを見ても、倫理を問うものはなかった。意思決定支援等が叫ばれる今、倫理綱領を遵守するソーシャルワーカーが求められる。障害のある人の権利を守ることでできる人材が必要である。そしてさまざまな問題に対応できる支援者が必要なのである。現時点ではすぐさま国家資格のみを要件とするだけの人材確保は難しい。当面は、現存の研修制度のなかでどのように質を担保していくかが望まれる。

本県において、現在行われている相談支援従事者養成研修を通して相談支援従事者の質の向上を図るとともに、より実践的な取り組みができるよう今後は研修のなかにも倫理綱領を取り入れていくことが肝要である。またストレングスモデルをベースとした意思決定支援を基本相談支援に取り入れ、利用者との信頼関係を築いていくとともに、相談支援従事者にはグループスーパービジョンを取り入れ、より高度な援助方法を検討していく。

この度は現任研修のプログラムにストレングスモデルの GSV を取り入れるための手立てとして、新しいアセスメント票を検討・作成することにとどまったが、今後、初任者研修を含め相談支援従事者の研修全体を再構築する大きな課題が残されている。

引用・参考文献

- 1) 厚生労働省：相談支援の質の向上に向けた検討会における議論のとりまとめ（平成 28 年 7 月 19 日）
- 2) 前掲 1)
- 3) 前掲 1)
- 4) 厚生労働省：相談支援専門員の資質の向上について
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000123199.pdf>
- 5) 厚生労働省：相談支援従事者研修事業の実施について（障発第 0329 第 17 号平成 25 年 3 月 29 日）
- 6) 室林孝嗣、「障害のある人の相談支援従事者の人材育成の取り組み」富山国際大学子ども育成学部紀要第 6 巻（2015.3）p.108
- 7) 富山県障害福祉課 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00015479.html
- 8) 監修 小澤温、編集 埼玉県相談支援専門員協会「相談支援専門員のためのストレングスモデルに基づく障害者ケアマネジメントマニュアル」中央法規 2015 p.164
- 9) 前掲書 8) p.169
- 10) 前掲書 8) p.158-159